**④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

**水道法施行規則第36条**

　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

　　□**「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工　事年　度 |
|  | 保有している資格等 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否 |
| 可　　　　不可 |

**④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

記入例

給水装置工事に主に従事した者

**水道法施行規則第36条**

　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にㇾ点

　　□**「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要**

記載名については、公表対象外とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工　事年　度 |
|  | 保有している資格等 | 保有している資格を記入する。 |
| 日水　協太郎 | ○ | ○ | 講習会終了者 | Ｈ30 |
| 日水　協次郎 | ○ | ○ | 検定会合格者 | Ｈ30 |
| 社員Ａ | ○ | × |  | Ｈ30 |
|  |  |  | 資格を有していなくても、経験を有していれば記入する。 |  |
| 雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。※氏名については、公表対象外とする。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否 |
| 可　　　　不可 |

不可の場合は、非公表を希望として掲載しない。